

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年7月3日

【四半期会計期間】 第59期第1四半期(自 平成26年2月21日 至 平成26年5月20日)

【会社名】 株式会社西松屋チェーン

【英訳名】 NISHIMATSUYA CHAIN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大村 禎 史

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【最寄りの連絡場所】 兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

【電話番号】 079(252)3300(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 藤 田 正 義

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第58期 第1四半期累計期間	第59期 第1四半期累計期間	第58期
会計期間		自 平成25年2月21日 至 平成25年5月20日	自 平成26年2月21日 至 平成26年5月20日	自 平成25年2月21日 至 平成26年2月20日
売上高	(百万円)	31,664	33,755	127,676
経常利益	(百万円)	1,762	1,705	5,581
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,020	996	2,991
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	2,523	2,523	2,523
発行済株式総数	(株)	69,588,856	69,588,856	69,588,856
純資産額	(百万円)	51,080	52,766	52,437
総資産額	(百万円)	72,948	81,450	70,737
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	15.33	15.00	45.00
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
1株当たり配当額	(円)			19.00
自己資本比率	(%)	69.7	64.4	73.7

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、四半期連結経営指標等については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は記載しておりません。

5 第59期第1四半期累計期間より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第58期第1四半期累計期間および第58期についても百万円単位に変更しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に変更はありません。また、当社は関係会社を有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の内容	契約締結日	契約期間
(株)みずほ銀行	総額50億円のコミットメントライン契約による借入枠の設定	平成26年3月24日	平成26年3月27日から平成27年3月26日まで

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、企業収益に改善が見られるものの、消費税増税による影響や新興国経済の停滞など、先行き不安が残る状況となっております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、新規出店を継続して行ってまいりました。当第1四半期累計期間の新規出店は8店舗となり、一方で不採算店舗を6店舗閉鎖したことで、期末の店舗数は860店舗となっております。

商品別の売上高の動向におきましては、衣料部門はアウトウェアを中心に肌着等の実用衣料を含め、期間を通じて好調に推移いたしました。雑貨部門は、衛生雑貨や寝具が順調に推移いたしました。結果、売上高は前年同期比で106.6%となりました。

売上総利益におきましては、消費税増税後の総額表示継続に伴う一時的な値下げ実施により、前年同期比で102.7%と、売上の伸びをやや下回りました。

販売費及び一般管理費におきましては、継続して広告宣伝費や物流費、その他固定費の削減に取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は337億5千5百万円（前年同期比106.6%）、営業利益は16億5千6百万円（前年同期比97.3%）、経常利益は17億5百万円（前年同期比96.8%）となりました。また四半期純利益は9億9千6百万円（前年同期比97.6%）となりました。

なお、当社の事業内容はベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントのみであるため、セグメントごとの業績の状況の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は814億5千万円と前事業年度末から107億1千2百万円の増加となりました。これは、主に現金及び預金が95億3千8百万円増加したことや預け金が17億6百万円増加したことなどによります。

当第1四半期会計期間末における負債は286億8千4百万円と前事業年度末から103億8千4百万円の増加となりました。これは、主に支払手形及び買掛金が82億7千9百万円増加したことや未払金(流動負債「その他」)が12億4千万円増加したことなどによります。これら支払手形及び買掛金や未払金の増加は、仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済割引額を減少させたことによります。

当第1四半期会計期間末における純資産は527億6千6百万円と前事業年度末から3億2千8百万円の増加となりました。これは、主に四半期純利益9億9千6百万円による増加の一方、配当金の支払6億6千4百万円があったことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	191,220,000
計	191,220,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年5月20日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年7月3日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,588,856	69,588,856	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	69,588,856	69,588,856		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年2月21日 ～ 平成26年5月20日		69,588,856		2,523		2,321

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成26年2月20日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成26年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,171,900	2,303	(注)1、2
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,339,300	663,393	(注)1、3
単元未満株式	普通株式 77,656		
発行済株式総数	69,588,856		
総株主の議決権		665,696	

(注)1 100株につき、1個の議決権を有しております。

2 当社所有の自己株式が2,941,600株、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式が230,300株含まれております。

3 証券保管振替機構名義の株式が3,300株(議決権33個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266番地の1	2,941,600	230,300	3,171,900	4.56
計		2,941,600	230,300	3,171,900	4.56

(注)他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名または名称	名義人の住所
「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として拠出	資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8 12 晴海アイランド トリトンスクエア オフィ スタワーZ棟

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当第1四半期会計期間および当第1四半期累計期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年2月21日から平成26年5月20日まで)および第1四半期累計期間(平成26年2月21日から平成26年5月20日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年 2月20日)	当第1四半期会計期間 (平成26年 5月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	25,184	34,723
売掛金	1,106	1,921
商品	19,063	17,709
未着商品	711	386
預け金	693	2,400
その他	2,216	2,358
流動資産合計	48,976	59,498
固定資産		
有形固定資産	6,647	6,856
無形固定資産	330	586
投資その他の資産		
建設協力金	8,999	8,734
その他	5,790	5,780
貸倒引当金	5	5
投資その他の資産合計	14,784	14,509
固定資産合計	21,761	21,951
資産合計	70,737	81,450
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1、 2 11,247	1、 2 19,527
未払法人税等	860	785
賞与引当金	551	818
設備関係支払手形	439	406
その他	1、 2 3,434	1、 2 5,156
流動負債合計	16,534	26,694
固定負債		
退職給付引当金	409	431
役員退職慰労引当金	300	308
資産除去債務	856	869
その他	199	380
固定負債合計	1,766	1,990
負債合計	18,300	28,684

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年2月20日)	当第1四半期会計期間 (平成26年5月20日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,523	2,523
資本剰余金	2,321	2,321
利益剰余金	50,028	50,360
自己株式	2,772	2,772
株主資本合計	52,100	52,432
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	73	61
繰延ヘッジ損益	13	21
評価・換算差額等合計	59	40
新株予約権	277	293
純資産合計	52,437	52,766
負債純資産合計	70,737	81,450

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年2月21日 至平成26年5月20日)
売上高	31,664	33,755
売上原価	20,035	21,813
売上総利益	11,629	11,941
販売費及び一般管理費	9,927	10,285
営業利益	1,701	1,656
営業外収益		
受取利息	30	28
その他	34	28
営業外収益合計	65	56
営業外費用		
支払利息	2	2
支払手数料	2	1
減価償却費	-	3
その他	0	0
営業外費用合計	5	7
経常利益	1,762	1,705
特別損失		
店舗閉鎖損失	-	0
特別損失合計	-	0
税引前四半期純利益	1,762	1,704
法人税、住民税及び事業税	722	747
法人税等調整額	19	38
法人税等合計	741	708
四半期純利益	1,020	996

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 ファクタリング期日前決済

仕入債務等については、ファクタリング方式により当社に対する債権者からファクタリング会社に譲渡されており、一部支払条件の期日前決済を実施しております。

当該期日前決済については、四半期財務諸表において以下の金額を当第1四半期会計期間末残高から控除して表示しております。

	前事業年度 (平成26年2月20日)	当第1四半期会計期間 (平成26年5月20日)
買掛金	14,659百万円	7,492百万円
流動負債「その他」未払金	2,121百万円	487百万円

2 偶発債務

仕入債務等のファクタリング方式による期日前決済額の内、遡及義務を負っている金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年2月20日)	当第1四半期会計期間 (平成26年5月20日)
期日前決済額の内、 遡及義務を負っているもの	13,199百万円	1,832百万円

3 コミットメントライン契約

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年2月20日)	当第1四半期会計期間 (平成26年5月20日)
コミットメントライン極度額 借入実行残高	5,000百万円	5,000百万円
借入未実行残高	5,000百万円	5,000百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書および前第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成25年2月21日 至平成25年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年2月21日 至平成26年5月20日)
減価償却費	225百万円	227百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成25年2月21日 至 平成25年5月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 定時株主総会	普通株式	669百万円	10円00銭	平成25年2月20日	平成25年5月15日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2百万円を含んでおります。

2. 株主資本の著しい変動

当社は、平成25年4月3日開催の取締役会決議により299百万円(352,600株)の自己株式を取得しております。

当第1四半期累計期間(自 平成26年2月21日 至 平成26年5月20日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月13日 定時株主総会	普通株式	666百万円	10円00銭	平成26年2月20日	平成26年5月14日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金2百万円を含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、ベビー・子供の生活関連用品の販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成25年2月21日 至 平成25年5月20日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年2月21日 至 平成26年5月20日)
1株当たり四半期純利益金額	15円33銭	15円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	1,020	996
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	1,020	996
普通株式の期中平均株式数(株)	66,592,853	66,416,766

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年6月27日

株式会社西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西松屋チェーンの平成26年2月21日から平成27年2月20日までの第59期事業年度の第1四半期会計期間（平成26年2月21日から平成26年5月20日まで）及び第1四半期累計期間（平成26年2月21日から平成26年5月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西松屋チェーンの平成26年5月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。